

特定健診受診率向上等を目指したSNS広報事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

特定健診受診率向上等を目指したSNS広報事業

2 委託業務の目的

本県では、「健康いきいき21ー健康しが推進プランー〔第3次〕」（以下「プラン」という。）に基づき、健康づくりや生活習慣病の発症予防・重症化を図る「健康なひとづくり」と、健康的な生活習慣を支える「健康なまちづくり」に取り組んでいる。プランに掲げる更なる健康寿命の延伸に向けては、生涯を通じて、意識して健康づくりに取り組むことが重要である。

このことを踏まえ、本事業は、SNS等を活用して、特定健診をはじめ、がん検診や歯科検診等の受診や食、運動、休養など「こころ」と「からだ」の健康づくりに関する情報を効果的、効率的に発信し、特に未受診者へ届けることにより、主体的に健康づくりに取り組むことを促すために実施する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、受託者は創意工夫をして次に掲げる業務を行う。その際、健診受診や健康について無関心層にも情報が届くよう、興味関心を引く内容になるよう配慮する。

なお、それぞれの投稿等に対してアクセスした数や属性（年代、性別など）等を月毎にリーチ数やフォロワー数等の計測、分析を行い、フォロワー数増加に向けた取組を行うこと。

また、他者を批判する内容にはしないこと、投稿前に県と契約者で内容確認を行うことを遵守すること。

(1) SNS等による情報発信

県が設定する健康に関するテーマに基づき、投稿記事および動画を作成・制作して、滋賀県健康しが推進課保有のInstagramアカウントから情報発信を行う。

（具体的な業務内容）

① 記事の作成・投稿

・原則として週1回以上、テーマに関連する記事を投稿する。

【目標値】記事作成(投稿)数：36本(回)以上

② ショート動画の制作・投稿

- ・原則として月１回以上、テーマに関する縦型のショート動画(30 秒程度のもの)を制作し、投稿する。

【目標値】ショート動画制作(投稿)数：９本(回)以上

(2) YouTube 掲載用動画の制作・投稿

YouTube 掲載用の動画(５分程度)および動画のサムネイルを制作する。YouTube への掲載作業は県が行う。

【目標値】YouTube 掲載用動画制作数：３本以上

(3) SNS 広告の実施

県が設定する健康に関するテーマに基づき、原則として週１回 SNS 広告を出稿すること。

【目標値】SNS 広告出稿回数：36 回以上

【参考】設定する健康に関するテーマ(予定)

毎月のテーマは以下のとおり予定しているが、県と受託者との調整の上、決定することとする。

令和７年７月、８月	・特定健診受診勧奨 ・歯科検診受診勧奨、歯と口の健康維持・増進 ・朝食・野菜の摂取勧奨 ・熱中症予防
９月、10 月、11 月	・特定健診受診勧奨(未受診者対策) ・がん検診受診勧奨 ・糖尿病予防、運動の習慣づけ
12 月、令和８年１月	・肥満予防 ・アルコール摂取量注意喚起 ・睡眠・休息で免疫力アップ ・ヒートショック予防
２月、３月	・こころの健康 ・セルフチェック(家庭血圧の測定、体重管理など) ・女性の健康

5 実績報告および成果物

- (1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、県に県が指定する方法（大容量ファイル転送

システム等）により提出すること。

6 実績報告等の提出先

滋賀県 健康医療福祉部 健康しが推進課 共創推進係
(大津市京町四丁目1番1号)

7 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する場所および方法（対面またはオンライン）で県と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。